

2024 年度版 国家試験受験集中講座 PointBook 訂正情報

2024 年 10 月に日本ソーシャルワーク教育学校連盟(以下、ソ教連)全国統一模擬試験受験者へ販売。または、オンラインショップにて販売しました 2024 年度版 PointBook におきまして、以下のような誤りがございましたので、下記の訂正をいたします。ご購入いただいた皆様方には深くお詫び申し上げます。

同じ訂正内容を「Video On Demand(VOD)講義動画」の講座概要にも掲載しておりますので、講義動画の視聴の際にもご確認をお願いします。視聴方法につきましては、下記を参照ください。

- ① ソ教連公式 HP(<http://jaswe.jp/index.html>)の研修申込サイト manaable(マナブル)から参照
- ② ソ教連模試 HP の My ページ(<https://www.spw-mosi.com/exam/>)から参照 ※自身のログインが必要です。
- ③ オンラインショップでの購入時に同梱された動画視聴のマニュアルを参照 ※模試には同梱されません。

◆共通科目 テキスト訂正

○ 06 地域福祉と包括的支援体制

訂正箇所：科目頁 P.12

訂正内容：2.3.2 児童相談所 (2) 必置職種

誤	正
児童心理氏	児童心理司

訂正箇所：科目頁 P.18

訂正内容：表の項目分野「医療・健康」>計画名『都道府県基本計画』と『市町村基本計画』

『都道府県基本計画』の「策定主体」欄

誤	正
市町村	都道府県

『都道府県基本計画』の「策定が義務か」欄

誤	正
努力義務	義務

『市町村基本計画』の「策定主体」欄

誤	正
都道府県	市町村

『市町村基本計画』の「策定が義務か」欄

誤	正
義務	努力義務

○ 11 ソーシャルワークの基盤と専門職

訂正箇所：科目頁 P.2

訂正内容：(1) 精神保健福祉士の定義

(1. 社会福祉士・精神保健福祉士法の定義と役割>1.2「精神保健福祉士法」>(1)精神保健福祉士の定義)

正
「(1) 精神保健福祉士の定義」について、以下の文章に差替え 「…精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相

談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。」
 ※訂正箇所は、下線を付した2カ所です。

◇共通科目 講義動画訂正

● 01 医学概論

再生時間：01：04：55

訂正内容：図<大脳皮質の機能>中の頭頂葉についての口頭説明

誤	正
識字不能症	読字不能症

● 09 権利擁護を支える法制度

再生時間：01：14：57

訂正内容：『日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用』について

講義動画の説明	講義動画の追加説明
日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用可能であるんですけど、成年後見制度の後見類型は判断能力を欠く者と言う事ですから、 ……中略……ある程度判断能力が残っていないとダメと言う事ですから、成年後見制度と併用ができるんだけど後見類型の方はダメという事になりますね。	日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用可能であるんですけど、成年後見制度の後見類型は判断能力を欠く者と言う事ですから、 ……中略……ある程度判断能力が残っていないとダメと言う事ですから、成年後見制度と併用ができるんだけど後見類型の方はダメという事になりますね。 <u>なお、後見類型であっても後見人が本人を代理して日常生活自立支援事業の契約締結をすることは、例外的にはありますが、認められる場合があります。</u> ※追加箇所は、下線を付した箇所です。

● 12 ソーシャルワークの理論と方法

再生時間：01：06：38

訂正内容：7.2 コミュニティワークの展開過程 (5) 評価：コミュニティワーク・地域福祉計画の達成度を測る3つのゴール(目標)についての口頭説明

誤	正
達成した計画	策定した計画

◆社会専門科目 テキスト訂正

○ 01 福祉サービスの組織と経営

訂正箇所：科目頁 P.9

訂正内容：過去問 第35回(令和4年度)問題 125 選択肢1の解説

誤	正
1：社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理療法施設、児童自立支援施設、母子生活支援ホーム、里親・ファミリーホーム）は、3年に1回以上の第三者評価の受審とその結果の公表が義務付けられている。	1：社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理療法施設、児童自立支援施設、母子生活支援ホーム）は、3年に1回以上の第三者評価の受審とその結果の公表が義務付けられている。

（訂正に関する説明）『里親・ファミリーホーム』を削除

（参照資料）全国社会福祉協議会「福祉サービス第三者評価事業」ウェブサイト

<http://shakyo-hyouka.net/social4/>

> トップページ「社会的養護関係施設の第三者評価基準関係通知（令和4年3月）」

> 令和4年3月23日付厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知

「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」

【p.1】本文1～6行目

【p.6】11. ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価（努力義務規定）

○ 01 福祉サービスの組織と経営

訂正箇所：科目頁 P.18

訂正内容：過去問 問題 119 の回答

誤	正
1	1、4

○ 02 高齢者福祉

訂正箇所：科目頁 P.3

訂正内容：③2000年代～2010年代 次のとおり加筆

加筆前	加筆後
③ 2000～2010年代 2010年高齢化率21%となり、「超高齢社会」	③ 2000～2010年代 高齢化率が上昇し続け、2000年代後半に「超高齢社会」（高齢化率21%以上）を迎えた

（訂正に関する説明）

ここで重要なことは、まず高齢化社会、高齢社会、超高齢社会の高齢化率が何パーセントであるかということです。つぎに、1970年代に「高齢化社会」になり、1990年代後半「高齢社会」、2000年代後半「超高齢社会」になっていることを押さえて欲しいポイントでした。

◇社会専門科目 講義動画訂正

●03 児童・家庭福祉

再生時間：00：36：28

訂正内容：4.3.5 最近の児童福祉法・児童虐待防止法等の改正 についての口頭説明

誤	正
2004年	2024年

◆精神専門科目 テキスト訂正

○ 03 精神障害リハビリテーション論

訂正箇所：科目頁 P.5

訂正内容：5.2 代表的な心理社会的リハビリテーションプログラム

誤	正
◆IPS＝個別職業紹介とサポートによる援助付き雇用→リカバリーが基礎	◆IPS＝個別職業紹介とサポートによる援助付き雇用→リカバリーが基礎 ※「雇用」の「用」の脱落

○ 05 精神保健福祉の原理

訂正箇所：科目頁 P.13

訂正内容：大和川病院事件の発生年

誤	正
1933 年	1993 年

訂正箇所：科目頁 P.16

訂正内容：5.1「精神保健福祉士」の資格化に至る経緯<精神保健福祉士法の成立までのあゆみと法改正>
2022（令和4）年 精神保健福祉士法の改正（2024（令和6）年施行）

誤	正
① 精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談	精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談が追加された
② 誠実義務	※②③④を削除
③ 連携等	
④ 資質向上の責務 が追加された	

（訂正に関する説明）

表の2022（令和4）年の欄にある精神保健福祉士法の改正（2024（令和6）年施行）の内容として、①から④が追加されたという記載のうち、②誠実義務、③連携等、④資質向上の責務については、2010（平成22）年の改正内容の間違いである。

「精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談」（訂正前の①）については、これまで「その他の社会復帰に関する相談」とされていたものがより具体的に改正されている。

参考：公益社団法人日本精神保健福祉士協会「協会からのお知らせ」2022/12/12【報告】「精神保健福祉士」の定義が改正されました－2024（令和6）年4月1日から施行－

<https://www.jamhsw.or.jp/backnumber/oshirase/2022/1212.html>

本件に対するお問い合わせは下記へお願いいたします。

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局

電話：03-5495-7242

Eメール：gokaku@jaswe.jp